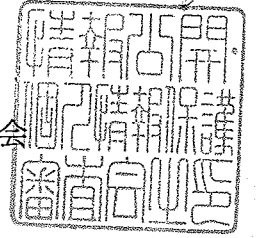


平成27年12月15日

新海 聡 様

情報公開・個人情報保護審査会



理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁（内閣総理大臣）から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めましたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成27年（行情）諮問第720号

事件名：防衛装備移転三原則に基づき国家安全保障会議等で審議された際の議事録等の一部開示決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

平成28年1月12日（火）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき閲覧に供することがあり得ますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁の閲覧に供することにつき「差支えがない」旨の回答があった意見書又は資料については、調査審議の効率化、

争点の明確化等の観点から，特段の事情のない限り諮問庁に対し，その
写しを交付することとしますので，ご了承願います。

連絡先：内閣府情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎5階

電 話：03-5501-1794

FAX：03-3502-0165

(別 紙)

平成 27 年 (行情) 諮問第 720 号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問庁の閲覧に供することは、

- 差支えない。
- 適當ではない。

(適當ではない理由)

Large empty space for providing reasons if the document is not appropriate.

理 由 説 明 書

平成 27 年 3 月 24 日付けで受け付けた、国家安全保障局長(以下「処分庁」という。)による行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。)に基づく開示決定処分(平成 27 年 1 月 19 日付け閣安保第 32 号)(以下「原処分」という。)に対する審査請求については、以下の理由により、原処分維持が適当であると考えます。

記

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った「防衛装備移転三原則(平成 26 年 4 月 1 日 国家安全保障会議決定 閣議決定)に基づき、国家安全保障会議、国家安全保障会議幹事会で審議された際の議事録、配付資料」との行政文書開示請求に対して、処分庁において、法第 9 条第 1 項に基づき本件対象文書を特定し、原処分を行ったところ、審査請求人から、原処分の取消しを求めて審査請求が提起されたものである。

2 本件対象文書について

本件開示請求に係る「防衛装備移転三原則」とは、平成 25 年 12 月に策定された「国家安全保障戦略」に基づき、防衛装備の海外移転に関して、武器輸出三原則等に代わる新たな原則として平成 26 年 4 月 1 日に国家安全保障会議及び閣議において策定したものである。

本件対象文書は、上記「防衛装備移転三原則」に基づき国家安全保障会議及び国家安全保障会議幹事会で審議された際の議事録及び配付資料である。

3 原処分の妥当性について

(1) 原処分の 2 (1) の文書中の「2.」において不開示とした部分は、これまで詳細を公にしたことがない四大臣会合の定例的な開催場所である。

これを公にした場合、定例的な開催場所が明らかになり、今後の国家安全保障会議の開催場所を推察され、今後の開催に際し、敵対する勢力からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがある。

以上のことから、法第 5 条第 3 号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

(2) 原処分の 2 (1) の文書中の「3.」において不開示とした部分は、国家安全保障会議における公にしないことを前提とした具体的な議題を示しているものである。

これを公にした場合には、国家安全保障会議の有する情報関心及び審議事項が

明らかとなり、国家安全保障会議が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれがあるほか、個別具体的な事案に係る他国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

以上のことから、法第5条第3号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

- (3) 原処分の2(2)、(3)、(8)及び(9)の文書において不開示とした部分は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、我が国の安全保障上の関心事項、防衛装備に係る技術情報等が推察されることになるため、公にすることにより国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。

以上から、法第5条第2号及び第3号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

- (4) 原処分の4(1)①の不開示とした文書は、防衛装備移転三原則に関して公にしないことを前提とした文書であり、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報、我が国の安全保障上の関心事項が推察される情報及び防衛装備に係る技術情報が推察される情報が含まれている。

これらを公にした場合、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。

以上から、法第5条第2号及び第3号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

- (5) 原処分の4(1)②の不開示とした文書は、国家安全保障会議の議事の記録であり、国家安全保障会議の議事に関する情報が記載された文書が開示された場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。

以上から、法第5条第3号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

- (6) 原処分の4(1)③の文書は、作成または取得しておらず、保有していないため、不開示(不存在)としたことは妥当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、

- (1) 原処分の2(1)の文書中の「2.」において不開示とした部分について、「法第5条第3号に当たらない」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記3（1）のとおり、法第5条第3号に定める不開示情報に該当し、対象となる文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

- (2) 原処分の2（1）の文書中の「3.」において不開示とした部分について、「法第5条第3号に当たらない」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記3（2）のとおり、法第5条第3号に定める不開示情報に該当し、対象となる文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

- (3) 原処分の2（2）、（3）、（8）及び（9）の文書において不開示とした部分について、「法第5条第2号及び第3号に当たらない」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記3（3）のとおり、法第5条第2号及び第3号に定める不開示情報に該当し、対象となる文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

- (4) 原処分の4（1）①の不開示とした文書について、「処分が特定されておらず、不適法である。」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記3（4）のとおり、法5条第2号及び第3号に定める不開示情報に該当するため不開示としており、不適法だとは認められないところである。

- (5) 原処分の4（1）②の不開示とした文書について、「法第5条第3号に当たらない」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記3（5）のとおり、法第5条3号に定める不開示情報に該当し、対象となる文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

- (6) 原処分の4（1）③の文書について、「議事録を作成していないのは公文書管理法に反しており、不存在はありえず不適法である」旨主張している。

公文書の管理に関する法律（平成21年7月1日法律第66号）（以下「公文書管理法」という。）第4条では、「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。」とされているところである。しかしこれは、「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程」や「当該行政機関の事務及び事業の実績」について、合理的に跡付け、又は検証することができる文書を作成するという趣旨であって、会議の議事録の作成を一律に求めているものではないため、国家安全保障会議幹事会の議事録が作成されていないことをもって、直ちに公文書管理法第4条に反しているとは言えず、国家安全保障会議幹事会資料をもって「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程」や「当該行政機関の事務及び事業の実績」について、合理的に跡付け、又は検証することが十分可能であることから、国家安全保障会議幹事会の議事録を作成していないことが不適法であるとは認められないところである。

5 結 語

以上のとおり、本件対象文書につき、法第5条第2号及び第3号に該当するとして不開示とした決定及び不存在として不開示とした決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。